市町村合併 を考える



いて話し合いを行い、次のみ合せ)協議の進め方につさっそく合併の枠組み (組 合併枠組み の町村長および議会の代 郡の町」 は、「鳥取市と岩美郡 されまし 調査特別委員会」(田中英教 会に「市町村合併に関する を開催する。 者などで構成する「市町 事項が合意されました 委員長ほか十四名)が設置 した複数の協議会を設ける 、郡単位で鳥取市と各郡枠組み方針を決定するた 法定合併協議会の設置方式 六月二十 |別設置型」 (編入合併方 とする。 お )よび「鳥取市と気高 鳥取市と八頭郡の の郡単位を基本と た。 協議合同会議 巨 竹内市長は、 取 市議 の 町 町

## 法定合併協議会の設置型別の事例と特色

設置型	事例	特 色
個別設置型 (協議会を 複数設置す る場合)	熊本市地域 (平成元年10月設置、平成3年2月合併) 熊本市と4町で個別に4つの法定合併協議会を 設置 福山市地域 (平成14年1月設置、平成15年2月合併目標) 福山市と2町で個別に2つの法定合併協議会を 設置 呉市地域 (設置時期、合併目標とも別々) 呉市と8町で個別に7つの法定あるいは任意合 併協議会を設置	各市町村の住民等の合意形成の状況に応じて 合併協議会の設置ができる。 仮に1つの協議会の協議が整わない場合で も、協議が整ったところとの合併特例法期限 内の合併が可能。 合併後のまちづくり計画の策定が協議会ごと の作業となる。 編入合併方式となる。
共同設置型 (協議会を 全部の市町 村で1つ設 置する場合)	唐津市地域 (平成14年7月設置、平成16年10月合併目標) 唐津市と7町2村で法定合併協議会を1つ設置	住民等の合意形成が進んでいない市町村に合わせるため、合併協議会の設置が遅れるおそれがある。 協議会を構成する市町村の間で協議が整わない事項がある場合、合併特例法期限内の合併が不可能になるおそれがある。 合併後のまちづくり計画の策定が一つの協議会の作業で済む。 新設または編入合併方式となる。

新設合併……2つ以上の市町村が合併し、新しい町や市を創ること 編入合併……市町村の一部、または全部を他の市町村に編入すること

## 第2回東部地域市町村合併世話人会を開催

6月22日、東部地域市町村合併世話人会が開催され、上記の合意事項に基づく合併の枠組み協議の進め方やスケジュールなどが確認されました。

## 合併特例法期限内の合併をにらんだスケジュール

時 期	内容
8月(上旬)	東部地域市町村合併世話人会(第3回)開催 (合併の枠組み議論ほか)
(先行グループ) 8月	「市町村合併枠組み協議合同会議」を郡単位で開催(合併の枠組み方針の決定)
9月	市町村議会の9月定例会に法定協議会設置議案を提出
10月	法定協議会の設置(合併協議開始)
(最終グループ) 11月	「市町村合併枠組み協議合同会議」を郡単位で開催(合併の枠組み方針の決定)
12月	市町村議会の12月定例会に法定協議会設置議案を提出
1月	法定協議会の設置(合併協議開始)